

公益財団法人愛媛県国際交流協会 評議員名簿		
評議員	井 上 和 也	愛媛県中小企業団体中央会事務局長
評議員	岩 森 雅 章	愛媛県漁業協同組合代表理事専務
評議員	岡 本 明 郎	愛媛県農業協同組合中央会常務理事
評議員	田 中 和 彦	南海放送株式会社代表取締役会長
評議員	長 井 良 嗣	株式会社伊予鉄グループ専務取締役
評議員	渡 部 訓 士	愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局長

評議員任期：令和９年度に関する定時評議員会の終結時まで

公益財団法人愛媛県国際交流協会 役員名簿		
理事長	本 田 元 広	愛媛銀行相談役
副理事長	清 水 史	愛媛大学特命アンバサダー
専務理事	小 坂 泰 起	公益財団法人愛媛県国際交流協会所長
理 事	大 森 典 子	元公益財団法人愛媛県国際交流協会 外国人生活相談室長・海外連携推進員
理 事	仙 波 宏 久	伊予銀行常務取締役
理 事	竹 田 美智枝	えひめＪＡＳＬ副会長兼事務局長
理 事	武 田 留 美	愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長
理 事	土 居 英 雄	愛媛新聞社代表取締役会長
理 事	湊 圭 史	松山大学国際センター長
理 事	宮 田 敬 子	愛媛SGGクラブ松山支部事務局長
監 事	田 窪 計 一	愛媛信用金庫営業統括部長
監 事	向 井 政 明	愛媛県町村会事務局長

理事任期：令和７年度に関する定時評議員会の終結時まで

監事任期：令和９年度に関する定時評議員会の終結時まで

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県国際交流協会定款第14条及び第28条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものをいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費も含む）、参加費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

（報酬）

第3条 役員等の報酬は、この法人の理事会及び評議員会等の会議並びにこの法人の事業に関係がある会議等に出席した場合に支給する日額報酬とする。

- 2 前項の報酬の額は、1人に対して1日につき10,000円とする。
- 3 常勤役員については、前2項で定める報酬を支給しない。
- 4 報酬は、会議等に出席する都度、支給する。
- 5 役員等からの申し出により、報酬を支給しないことができる。

（費用）

第4条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用について、この法人は請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又は前払いを要するものについては、前もって支払うこととする。

- 2 前項の費用のうち、旅費については、この法人の職員の例により算定し、支払うこととする。
- 3 役員等からの申し出により、費用を支給しないことができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人愛媛県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人愛媛県国際交流協会の役員及び職員の給与及び旅費に関する規程は、前項の規定による設立の登記の日をもって廃止する。